

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金「再支給」のご案内

1. 支給対象世帯

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受給期間が終了した世帯に対し、一度に限り、再支給が可能です。

以下の要件にすべて当てはまる世帯は、令和4年3月末まで再支給の申請ができます。

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の支給が、既に終了した／自立支援金（再支給）の申請月で終了すること
- 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること
- 月の世帯収入の合計額が下記の金額以下の世帯（本市の場合）
単身世帯：11.1万円、2人世帯：15.5万円、3人世帯：18.2万円、4人世帯：20.5万円
※給与収入の場合：社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額除く）。
自営業の場合：事業収入（経費を差し引いた控除後の額）。
- 世帯の預貯金等の合計額が下記の金額以下の世帯（上限：100万円）（本市の場合）
単身世帯：46.8万円、2人世帯：69万円、3人世帯：83.4万円、4人世帯：97.2万円
- 今後の生活に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・公共職業安定所か、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労により自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと
- 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと

2. 支給額・支給期間

月額を支給額

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

3. 申請期限

令和4年3月31日まで

4. 申請方法

おそれ入りますが、八代市役所生活援護課へ直接ご持参ください。

5. 申請に必要な書類（下記及び裏面の(1)～(6)の書類が必要です）

(1) 申請書等

- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書（様式第9号）
- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書（様式第10号）
八代市役所生活援護課に配置。その他、申請書等は、市のホームページからもダウンロード（PDF）できます。

(2) 本人・世帯構成の確認書類

- ・住民票の写し
※自立支援金初回申請時と住所に変更がない場合は省略可。ただし、転居や転出を挟む場合、又は世帯人員に変更があった場合は住民票の写し必要。

（裏面へ続く）

(3) 収入関係書類

- ・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

(給与明細書、雇用保険受給資格証明書、年金支払通知、各種福祉手当支払通知など)

(4) 金融資産関係書類

- ・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

(5) 求職活動等要件確認書類

<公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みがわかる書類>

- ・公共職業安定所から交付を受けた求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時

<生活保護を申請している場合は、生活保護を申請していることがわかる書類>

- ・受領印が押印された生活保護申請書の写し

(6) 振込口座関係書類

- ・金融機関の通帳等の写し

※自立支援金初回申請時と同じ通帳に振り込みを希望される場合は省略可。

6. その他留意事項

・支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて下記に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければなりません。(支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間は、この限りではない。)

- 一 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
- 二 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること
- 三 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

7. 支援金の支給

自立支援金の支給は、自立支援金申請者から指定された金融機関の口座へ振り込みます。

8. 問合せ・申込窓口

〒866-8601 八代市松江城町1-25

八代市役所 健康福祉部 生活援護課

電話番号：0965-33-8722 (直通)